**「首都圏から仙台へのインバウンド誘客促進事業」業務委託基本仕様書**

1. **委託業務の名称**

　　　 首都圏から仙台へのインバウンド誘客促進事業

1. **委託業務の概要**

　　旅行需要の回復と外国人観光客の獲得に向け、首都圏からの誘客や市内周遊のさらなる促進を図るため、旅マエプロモーションとして海外向けSNS広告及びメディアでの記事掲載、旅ナカプロモーションとして首都圏エリアにおける交通広告等を展開する。また、JR東日本と連携し、JR EAST PASS(以下「JEP」という。)購入者向けに仙台周遊を促す特典を提供する。

1. **委託期間**

　　　契約締結の日から令和６年３月31日（日）まで

(ただし、事業進捗に応じて変更の可能性あり)

1. **委託業務の詳細**

（１）～（４）の業務内容について、下記に留意しながら実施すること。

・事業のターゲット国・地域については全市場とするが、旅マエプロモーションにおいては仙台空港からの直行便がなくプロモーションによる仙台・東北での宿泊者数増加が見込める国（欧米豪、香港、シンガポール等）を想定している。

・共同実施主体である（公財）仙台観光国際協会（以下、SenTIA）、連携先であるJR東日本、その他事業実施に当たって必要な関係先と密に連絡を取り合い、情報共有を行うこと。

・予算配分の目安として、（１）：（２）：（３）：（４）の割合を５：３：1.5：0.5とすること。

1. **JEP購入者への特典配布**

①「るーぷる仙台・地下鉄共通一日乗車券（以下、乗車券）」の配布

・配布枚数は10,000枚以上とし、その費用920万円を計上すること。

・配布場所は仙台駅のJR EAST Travel Service Centerとする。

・配布条件はJEP1枚の提示につき乗車券1枚(当日限り有効)とし、「るーぷる仙台」の外国語版リーフレットを合わせて配布する。キャンペーン参加者が同伴する1歳以上5歳以下の者には無条件で小人乗車券を配布すること。

・配布時に日付入りスタンプ(委託者より支給)を押印すること。

・乗車券の調達については、SenTIAより購入し、毎月SenTIAへの配布数の報告を行うこと。

・「るーぷる仙台」の外国語版リーフレットを12,000部印刷し、その費用35万円（見込）を計上すること。

②「旅コレクーポン（※）」の配布

　※「仙台旅先体験コレクション」（<https://sendai-experience.com/en/>）に掲載されている体験のうち対象となる体験に利用できるクーポン

・配布枚数は3,000組（1組＝1,000円×2枚）とし、その費用600万円を計上すること。

・配布場所は仙台駅のJR EAST Travel Service Centerとする。

・配布条件はJEP1枚の提示につき1組とし、利用可能なプログラムのチラシを合わせて配布する。

・クーポン券を作成し、券面はナンバリング等の工夫を行い、不正防止策を講じること。また、デザインや記載事項については本市と協議のうえ決定すること。

・クーポンの利用場所となる体験プログラムは、SenTIAが旅先体験コレクションに掲載の事業者から募集を行うこととし、受託者は応募の受付・選定、参加事業者の連絡調整、説明会の開催、問い合わせ対応、マニュアル及びツール（※）等の作成・配布を行うこと。

・クーポンの配布は参加事業者との調整が整い次第行うこととし、乗車券配布開始時とは別の開始時期を設けても構わないものとする。

・旅先体験コレクションにクーポン対象プログラムとして掲載することとし、掲載の作業は、サイトの管理受託者である（一社）まちくる仙台に委託し、その費用58万円（見込）を計上すること。

・参加事業者から毎月クーポンの利用報告を受け、精算処理を行うこと。

・クーポンは使用期限を設け、期限を過ぎて未使用となった予算は新たに配布するクーポン費用として、使用率の向上に努めること。

③事務局の設置

　・インバウンドや旅コレクーポン参加事業者からの問い合わせに対応するため事務局を設置し、電話及びメールにて対応すること。

・JR EAST Travel Service Center向けのマニュアルを作成し、電話及びメールにて問い合わせ対応を行うこと。

1. **旅マエプロモーションの実施**

①デジタル広告等の実施

・訪日旅行者を検討するインバウンドを対象として、首都圏からの仙台市への来訪促進に効果的・効率的な広告手法を選定し、JEP購入者への特典配布及び仙台・東北の観光の魅力を訴求する広告を実施すること。

・広告誘引先のランディングページ（以下、LP）を、「Discover SENDAI」（<https://discoversendai.travel/>）内に英語及び繁体字で作成すること。

・広告及びLPは、キャンペーン情報や観光情報等を効果的かつ効率的に伝えることができるデザイン、内容とすること。観光情報は乗車券の使用を考慮した内容とするとともに、時期やターゲット、訴求テーマにより内容の更新を適宜行うこと。

・配信期間を通じて、広告内容、利用媒体、配信対象、配信方法、LPへの誘導状況等を分析しながら、発注者と協議しながらターゲティングの変更、絞り込み等の継続的な改善を図ること。

②JEPバウチャーへの広告掲載

・JEP予約者に配布される引換券（バウチャー）にJEP購入者への特典配布に関するQRコード付広告の掲載を行うこと。

1. **旅ナカプロモーションの実施**

①首都圏交通拠点における広告の実施

・首都圏の空港や主要駅において、JEP購入または引換を行うインバウンドを対象として、JEP購入者への特典配布及び仙台・東北の観光の魅力を訴求する効果的・効率的な広告手法を選定し、実施すること。

②特典配布場所の周知

・仙台市内において、JEP購入者に特典配布場所を周知するための効果的な手法を選定し、実施すること。周知を実施する場所として、仙台駅、市内宿泊施設等を想定する。

1. **事業の進捗確認及び効果評価・検証**

・事業開始時、事業の年間スケジュール（事業計画書）を作成し提出すること。

・本事業の仕様や進捗状況（広告掲載状況や特典配布状況等）の確認のため、本業務の履行期間内は、最低でも１か月ごとに本市にて打ち合わせを行い、実施後速やかに議事録を提出すること。また、業務の進捗報告を月に２回以上行うこと（進捗報告はメール等を含む書面で行うこと）。

・本事業の効果を評価・検証し、課題とニーズを把握すること。

・本事業の効果検証及び分析を行うにあたり、適切に事業効果を把握できるKPIを設定すること。また、その設定根拠を示すこと。

・ インバウンド向け事業効果の把握方法の一つとして、アンケート調査を実施することとし、必要に応じて、ギブアウェイを準備すること。

・旅コレ事業者向け事業効果の把握方法として、事業実施後にアンケート調査を実施すること

・ 本事業を総括し、今後の情報の発信についての戦略の提案を行うこと。

|  |
| --- |
| **その他留意事項**  ・多言語での記事制作や情報発信、印刷物の作成にあたっては、観光分野に精通したネイティブライターによる執筆することとし、ネイティブチェック及び校正等の原稿作成の体制を明確にし、誤字・脱字をなくすとともに、単なる逐語訳でなく現地で違和感のない内容となるよう体制を構築すること。  ・本事業において、デジタル広告を実施する際には、次の事項について留意すること。   * + 1. 欧州経済領域（EEA）域内から域外へ個人データの移転を行う場合は、必要に応じて、EU一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）コンプライアンスへの対応を受注者において検討の上、対策を行うこと。     2. 適正なデジタル広告の実施        1. 広告価値毀損「アドフラウド」、「ブランドセーフティ」及び「ビューアビリティ」等について、発注者の信用失墜やブランド毀損となる広告掲載は行わない等、可能な限り発注者への透明性を確保の上、確実な対策を実施すること。        2. 広告からの計測を行うため、広告のリンク先URLにパラメータ等を設定してリマーケティングリストを蓄積すること。     3. Facebook 広告を利用する場合  1. Facebook 広告を展開する場合は、発注者に対してアナリスト権限を付与すること。 2. サイト訪問者に対する Facebook リターゲティング設定を行うこと。 3. Facebook が提供する無料調査が利用できる場合は、発注者と調査項目等を協議の上で、必要に応じて調査を行うこと。    * 1. Google広告を利用する場合 4. Google 広告を運用する場合は、受託者の広告アカウントと Google　Analytics を連携すること。 5. 効果的と考えられるリマーケティングタグ、リマーケティングリストを設定し、共有すること。 6. Google が提供する無料調査が利用できる場合は、発注者と調査項目等を協議の上で、必要に応じて調査を行うこと。    * 1. YouTube広告を利用する場合 7. 動画視聴者のアクセス情報を蓄積すること。 8. 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を利用するために、YouTubeチャンネルと受託者のGoogle広告アカウントをリンクさせること。    * 1. Facebook又はGoogle広告以外のその他広告媒体を利用する場合においても原則として同様の対応を行うこと。      2. 各種アカウント作成及び設定時には、内容について発注者の承認を得ること。また、当該アカウントについては事業完了後に一切の権利を発注者に譲渡すること。   ・本事業において、効果測定が実施できないような事業提案は行わないこと。 |

1. **指標について**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 考慮する目標数値  （アウトプット） | | 目指す効果目標  （アウトカム） | |
| JEP購入者への特典の配布 | るーぷる仙台・地下鉄共通一日乗車券の配布 | 10,000枚以上 | るーぷる仙台の乗車人数増加数(事業期間内、R5年比較) | 10,000人 |
| 旅コレクーポンの配布 | 3,000組 | 旅コレクーポンの  利用率 | 100％ |
| 旅マエプロモーション | ＜提案による＞ | | ＜提案による＞ | |
| 旅ナカプロモーション | ＜提案による＞ | | ＜提案による＞ | |

1. **成果物の納品及び部数**

事業終了後には速やかに次の提出物を作成し、提出すること。

1. **業務完了報告書**

・提出媒体・部数：電子媒体及び紙媒体で各１部

1. **成果物**

・プロモーションの成果物（日本語訳を記載すること。ウェブサイトを利用した場合はページのURLを報告すること。）

・そのほか、本委託業務に関連して制作した制作物（データ等含む）

1. **著作権**

　作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

・本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、本市に帰属するものとする。ただし、成果物に受託事業者は又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。

・業務の成果品等に、受託業者が従前から補修する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、仙台市は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

・受託者は、仙台市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

・掲載写真を自社において撮影し活用することは可能であるが、撮影費用は受託者の責任において本業務予算に含めること。

・制作にあたり利用する画像等の著作権や人物等の肖像権の権利に関することは、受託者がその手続きを行うこととする。

・受託者は、制作物が第三者の著作権等の権利を侵害しないことを保証し、第三者から制作物に関して著作権等侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

1. **その他留意事項**
2. **機密保護**

仙台市が個人情報・秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

1. **再委託**

受託業者は各業務を一括して受託者内で完結できること。基本的には第三者委託を禁止とする。再委託する場合には、あらかじめ本市の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

1. **協議**

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。